

東広島市広告掲載事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市広告掲載規則（平成28年東広島市規則第66号）（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、広告の掲載等に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告を表示できる者)

第2条 広告を表示できる者は、事業者、団体の代表者又は広告代理店とする。

(広告の規格等)

第3条 規則第5条の広告の規格等は、広告内容、性質、形態、美観等を考慮して定めるものとする。

(広告料又は予定価格)

第4条 規則第6条の広告料又は予定価格は、広告媒体ごとに市場価格等を勘案し、最低価格又は定額をあらかじめ定めるものとする。

(募集方法)

第5条 規則第6条の募集の方法は、公募とする。ただし、競争入札の方法により行う場合は、この限りでない。

2 前項の公募は、東広島市ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

3 前項の募集要項には、広告媒体の名称、内容、規格、掲載位置、数量、広告掲載期間、募集期間、応募方法、選定方法、広告掲載基準その他必要な事項を記載する。

4 次に掲げる場合は、特定の者と随意契約をすることができる。

(1) 公募において応募者がいない場合

(2) 緊急を要し公募の期間を確保できない場合

(3) その他市長が必要と認める場合

5 第1項ただし書の競争入札の方法により行う場合は、第6条から第9条までの規定は適用しないことができる。

(広告掲載の申込)

第6条 公募に基づき広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（別記様式第1号）又は広告掲載申込書兼見積書（別記様式第2号）に広告の原稿案を添付して市長に提出しなければならない。ただし、広告代理店は、申込時においては、広告の原稿案を省略することができる。

(広告掲載の可否の審査及び決定)

第7条 前条の広告掲載申込書又は広告掲載申込書兼見積書を受理したときは、所管部局長は、募集期間終了後、速やかに規則及びこの要領の定めるところにより、掲載の可否を決定する。

2 要件を満たす申込者が複数あるときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 公共的性格を有する私企業等であって、東広島市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業であって、東広島市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

3 予定価格が定額の場合において、前項の規定による順位が最上位の申込者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

4 予定価格が最低価格の場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、最低価格以上の最高の見積金額を提出した者に決定するものとする。その場合において最高の見積金額が複数あるときは、抽選により決定する。

5 第3項及び第4項の抽選は、原則として、公開の方法により行うものとする。

6 広告の掲載の可否の決定を行ったときは、その結果を広告掲載決定・非掲載決定通知書（別記様式第3号）により申込者に通知する。

(広告掲載内容の承諾等)

第8条 前条第6項の広告掲載決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、契約書を締結する場合は、この限りでない。

(広告掲載料)

第9条 広告主は、前条の契約又は承諾後、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市の発行する納入通知書により一括前払いするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所管部局長は、契約により納付が確実であると認められるときは、別の定めをすることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿には広告である旨を明記することとする。

(広告内容等の修正)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令、規則又はこの要領等に違反し、あるいはそのおそれがあると認めるときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続きを経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告の内容等の修正を広告主が行わないとき。

(4) 広告内容等が、各種法令、規則又はこの要領等に違反し、あるいはそのおそれがあることが

判明し、前条の規定によってもこれを解消できないとき。

(5) その他広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合において広告主に損害が生ずることがあっても、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還する。

2 広告掲載料が月額として定められている場合において前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額との総額とする。

3 還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を受けた旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(適用除外)

第16条 物品の寄附による場合の広告掲載については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

【予定価格が定額の場合】

第1号様式（第6条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

令和 年 月 日

東広島市長 様

(申 込 者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

印

東広島市広告掲載事務取扱要領第6条の規定に基づき、東広島市広告掲載規則及び東広島市広告掲載事務取扱要領を確認のうえ、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1. 媒体名称		
2. 掲載を希望する面		
3. 掲載希望期間		令和 年 月から令和 年 月まで（ か月間）
4. 掲載希望枠数		枠
5. 広告掲載料		金 円（消費税及び地方消費税を含む）
6. 掲載内容	広告主	
	業種・事業内容	
	ホームページ	有・無（http:// ）
	広告内容	別添広告原稿案のとおり
申 込 者	本店所在地	
	事業所等所在地 （東広島市内）	
	業 種	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者名	

注）この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。（※使用する際はこの注意書きは削除すること。）

【予定価格が最低価格の場合】

第2号様式（第6条関係）

広告掲載申込書兼見積書

令和 年 月 日

東広島市長 様

(申込者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：



東広島市広告掲載事務取扱要領第6条の規定に基づき、東広島市広告掲載規則及び東広島市広告掲載事務取扱要領を確認のうえ、次のとおり広告掲載を申し込み、広告掲載料を見積もります。

1. 媒体名称		
2. 掲載を希望する面		
3. 掲載希望期間		令和 年 月から令和 年 月まで (か月間)
4. 掲載希望枠数		枠
5. 広告掲載料		金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
6. 掲載内容	広告主	
	業種・事業内容	
	ホームページ	有・無 (http://)
	広告内容	別添広告原稿案のとおり
見 積 者	本店所在地	
	事業所等所在地 (東広島市内)	
	業種	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
	担当者名	

注) この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。(※使用する際はこの注意書きは削除すること。)

第3号様式（第7関係）

広告掲載決定・非掲載決定通知書

令和 年 月 日

（広告掲載希望者） 様

東 広 島 市 長

東広島市広告掲載事務取扱要領第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1. 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	非掲載の理由
2. 媒体名称	
3. 広告掲載面	
4. 広告掲載期間	令和 年 月 から令和 年 月 まで（ か月間）
5. 広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む）
6. 広告原稿提出期限	令和 年 月 日

※ なお、この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができる。

問い合わせ先
〇〇課〇〇係
電話 082-420-0000

注）この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。（※使用する際はこの注意書きは削除すること。）

第4号様式（第8条関係）

広告掲載承諾書

令和 年 月 日

東広島市長 様

(申 込 者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

印

東広島市広告掲載事務取扱要領第8条の規定に基づき、次に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

- 1 広告掲載料を市長の指定する期日までに、市の発行する納入通知書により一括前払いします。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 東広島市広告掲載規則及び東広島市広告掲載事務取扱要領に定める条項を厳守します。
- 4 東広島市広告掲載事務取扱要領第12条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- 6 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方の協議の上定めるものとします。

1. 媒体名称	
2. 広告掲載面	
3. 掲載希望期間	令和 年 月から令和 年 月まで (か月間)
4. 広告掲載料	金 円 (消費税及び地方消費税を含む)

注) この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。(※使用する際はこの注意書きは削除すること。)